

令和6年度第3回小牧市廃棄物減量等推進審議会 議事録

日 時	令和6年11月25日（月）午後2時～午後3時	
場 所	小牧市役所 本庁舎4階 404会議室	
出 席 者	【委員】 安藤 和憲 区長会代表者 石川 雄一 区長会代表者 寺井 清美 区長会代表者 魚本 猛司 区長会代表者 ○深堀 修 区長会代表者 加藤 晴規 区長会代表者 稲垣 幸子 小牧市女性の会 今枝 正 こまき環境市民会議 宇佐美 史夫 小牧市消費生活改善推進員会 大野 公大 一般社団法人小牧青年会議所 ◎清水 真 学識経験者 野村 重樹 公募委員 舟橋 精一 公募委員 秋田 重巳 公募委員 馬場 容子 公募委員 ※ ◎会長 ○副会長 【事務局】 鈴木 尚紀 ごみ政策課長兼ゼロカーボンシティ推進室主幹 宮下 美則 リサイクルプラザ所長 丹羽 誠 ごみ政策課ごみ減量推進係長兼ゼロカーボンシティ推進室専門員 渡邊 浩 ごみ政策課収集美化係長兼ゼロカーボンシティ推進室専門員 吉本 寛史 ごみ政策課ごみ減量推進係兼ゼロカーボンシティ推進室主査 岡田 康助 ごみ政策課ごみ減量推進係兼ゼロカーボンシティ推進室主事	
欠 席 者	杉山 光次 小牧商工会議所 郷司 達哉 尾張中央農業協同組合 高橋 美喜雄 愛知県食品衛生協会 小牧支部 川渕 義隆 公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会北尾張支部 清田 啓嗣 株式会社不二屋（ナフコ）	
傍 聴 者	0名	
配布資料	・次第 ・令和7年度小牧市一般廃棄物処理実施計画(案)について ・小牧市ごみ処理基本計画の進捗状況について ・粗大ごみの減量化について ・危険ごみ名称変更チラシ ・令和6年度清掃事業概要	

主な内容

1 あいさつ 手持ち資料確認、清水会長あいさつ 2 議事 (1) 令和7年度小牧市一般廃棄物処理実施計画(案)について ・議事(1)「令和7年度小牧市一般廃棄物処理実施計画(案)について」と「令和6年度清掃事業概要」の資料に基づき、令和7年度小牧市一般廃棄物処理実施計画(案)について説明。計画の内容について質問意見をいただいた。 2 報告 (1) 小牧市ごみ処理基本計画の進捗状況について ・報告(1)「小牧市ごみ処理基本計画の進捗状況について」の資料に基づき、再資源化率の暫定値について報告を行った。 令和5年度再資源化率：37.3% (暫定値) ・質疑なし (2) 粗大ごみの減量化について ・報告(2)粗大ごみの減量化についての資料に基づき、株式会社マーケットエンタープライズとの協定について説明を行った。 3 その他 (1) 危険ごみの名称変更に係るチラシについて ・危険ごみ名称変更チラシについて作成及び市民周知を開始したことを報告した。 令和6年11月16日から周知を開始、広報こまき12月号に名称変更に関する記事を掲載予定 ・質疑なし ・質疑応答について下記のとおり。 議事(1) 令和7年度小牧市一般廃棄物処理実施計画(案)について (加藤委員) 最近では家庭用や事業用の太陽光パネルが多々使用されているが、その処理方法等について取り上げる必要はないか。 (事務局) 一般的に使用されている太陽光パネルは自宅の屋根の上に取り付けられており、太陽光パネルの交換や自宅の解体に伴い排出されるものであると認識している為、基本的には産業廃棄物として処分することが一般的である。想定はしていないが自身で取り外した場合は家庭系の廃棄物扱いになるが、太陽光パネルには有害物質が多々含まれている為、本市内では適正に処理することができない適正処理困難物となる。 (加藤委員) 最近では小型の太陽光パネルで動く製品が多々あるが、そういったものはどうか。 破碎ごみで処分すればよいのか。 (事務局) 自宅の庭等で使用するソーラーライト等は自宅の屋根に設置するものとは構造等が違うため小牧市の分別区分であれば「危険ごみ」として排出可能である。 (宇佐美委員) 一般廃棄物処理実施計画(案)の9ページ②のイに子どもを対象とした臨時イベントを実施すると追記されているが具体的な計画はあるのか。 また、同箇所の中には民間の事業者と連携し〜と追記されているが具体的な計画はあるのか。
--

(事務局)

ウの箇所については報告(2)で詳細を説明させていただく。イの臨時イベントについては12月21日に子ども服と古本のリユースイベントを実施する予定である。

(宇佐美委員)

リユース用の古本はたくさん集まっているのか。

(事務局)

臨時イベント用の古本は市民から回収はしておらず、小牧市中央図書館で廃棄する予定の古本を利用している。

(馬場委員)

子どもを対象としたイベントは過去には実施しているのか。実施しているのであれば教えてほしい。

(事務局)

昨年度では9月に小牧市中央図書館のイベントスペースにて実施した。令和2年度から令和4年度については新型コロナウイルスの影響によりイベントの開催を自粛していたが、令和元年度以前はこまきっずフェスタ等のイベントと同日や昨年度と同様に単独の開催をしていたところである。

(加藤委員)

12ページの上段にてごみ集積場の設置・維持管理について記載されており、文中では「地域や共同住宅の管理者等が担っており、区長やこまき環境保全推進員をはじめとした地域住民等の協力により」と記載されており、その下段には「市は、地域からの要請に応じて」と記載されている。最近では外国人の転入者等が増えており、区長や環境保全推進委員が主体とした対応が難しくなっている。この箇所について「市が積極的に啓発・指導をする」というような市主体の書き方には変更できないか。

(事務局)

ご指摘いただいた計画の部分については地域住民や事業者との協働に関する内容となっており、市が主体で行動する内容については7ページのウに記載をしているところである。

12ページの該当部分については本市の条例においてごみ集積場の管理は区や共同住宅所有者等が行うこととなっていることからこのような書き方になっているが、一度課内で検討をさせていただき次回の審議会にて再度報告をさせていただく。

(安藤委員)

7ページのウの内容について主語がないが、主語は「市」でよかったか。

(事務局)

ご指摘のとおり主語は市である。

報告(2) 粗大ごみの減量化について

(稲垣委員)

リユースの対象は粗大ごみのみか。

(事務局)

おいくらについては協定先の事業者が展開をしているサービスであり、サービスに登録をしている買取業者が買取可能な物すべてが対象であるが、必ず買取又は引取りができるわけではないことをご留意いただきたい。

(安藤委員)

最近チラシの投函等買取業者等が多い実態がある。市が協定を締結した事業者であれば信頼度が高いと考えており、区民に対して周知していきたいと思うが今後どのようなスケジュールで進み、いつから周知していいのか。

(事務局)

本協定については締結済みであり、既に市のホームページにて公表済みの内容であるため、区民に周知していただいて構わない。また、本協定の内容については令和7年1月号の広報こまきで掲載予定である。

(加藤委員)

おいこれらのサービスを提供している会社について概要等は確認できるようになっているのか。インターネットで確認すると営業状態等も赤字である。先ほどの話でもあったが違法な業者等が多々いるため、信用できる会社かどうかという部分を市民は知りたいと思うため、事業者の概要について確認できるといいと思う。

(事務局)

市ホームページには協定の経緯を締結した概要等の記載はあるが、事業者の概要については記載していない。しかし、サービス提供事業者のサポートセンター等のリンクを掲載している為、各個人で確認していただくこととなる。

以上